

平成30年12月26日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年12月26日（水） 午後3時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 63 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 64 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 65 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 66 号 非農地証明申請について
- 議案第 67 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議案第 68 号 非農地通知の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1 番 生田 政行 | 2 番 横段 登 | 3 番 池田 勝憲 | 5 番 水場 守信 |
| 6 番 向井 幸弘 | 7 番 林 武彦 | 8 番 亀山 博司 | 9 番 今井 満 |
| 10 番 上田 勝則 | 11 番 長迫 秀 | 12 番 本末 満 | 13 番 灰原 松二 |
| 14 番 大道 正孝 | 15 番 秋光 貴志 | 16 番 土井 光弘 | 17 番 西田 小百合 |
| 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | | |

欠席委員

- 4 番 倉本 寛

事務局

平川事務局長 大番事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主査

(午後3時)

議 長：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第11回呉市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名者に、15番 秋光委員、16番 土井委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、4番 倉本委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議 長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事 務 局：配付資料の確認をさせていただきます。

今回の事前配布として、議案書を送付しています。また、本日配布した資料は、資料1「非農地通知の決定について」及び全国農業会議所から出された「農業委員等の綱紀粛正について」です。ありますでしょうか。

議 場：はい。

議 長：付議事項に入ります。議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は、仁方西神町〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で178㎡の第3種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作困難なため、申請地の隣に居住する譲受人の要望により、売買により譲渡するものです。譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模の拡大を図るものです。

営農計画は、野菜の作付けを行う予定です。

経営面積は、自作地が42アールありますので、仁方地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17番 西田です。譲渡人は、相続により農地を取得したものの、遠方に居住しており耕作できないため、譲受人の申し出により農地を譲渡するものです。申請地は、全体にたがやされており、一部にタマネギ等の野菜が植付けられていました。許可して問題ないと

思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は、川尻町東2丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は11m²の第2種農地です。写真の下側で、上側は農地法5条許可申請案件で、後ほど説明します。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するものです。

規模等は、隣接地を併用して2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一般住宅及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。写真のとおり、現状が宅地及び駐車場となっており、やむを得ない。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広両谷2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は53m²の第2種農地です。

申請地は、戦前旧海軍省が取得した農地ですが、現在財務局が管理し、旧所有者の関係人に対し貸し付けを行ってきたものです。このたび、財務局が、関係人である譲受人に払い

下げを申し入れ、譲受人がこれを承諾し取得しようとするものです。

転用の目的は、墓地として利用するものです。しかしながら写真でもおわかりのようにすでに墓地として使用されていることから、始末書添付での申請となっています。

規模等は、墓石1基を設置するものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要ですが、「墓地、埋葬等に関する法律」による墓地設置の許可が必要となり、呉市保健所生活衛生課に申請済みであり、担当者より許可見込みとの連絡を受けています。本件の許可については、この墓地の許可にあわせ行うこととしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西 田 委 員：17番 西田です。財務局の払い下げの申し出を受けて、売買により取得するものです。スライドのように、昭和55年頃より墓地として使われてきたとのことで、呉市保健所の「墓地・埋葬等に関する法律」による許可も同時に行われるということなので、許可して問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は墓地の許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広町字門ノ口〇〇〇〇番ほか3筆、地目は田、面積は合計で1,339㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、賃借権を設定するものです。

規模等は、太陽光パネル300枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。9月に許可申請があったところです。その際は現地が荒れ放題で範囲や水路の確認ができず、取り下げさせた案件です。今回再度許可申請してきたもので、写真のとおり草刈り等により境界が明確になっている。写真奥に昔からの河川があり、また手前は東広島呉道路の工事用に設置された道路があり、ここにも側溝がある。下の田に排

水が流れないように、2カ所の水路に入れるように指示した。許可して問題ないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町高須1丁目〇〇〇番、地目は田、面積は83㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、駐車場3区画分を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。現状は野菜畑となっているが、譲受人の実家の隣の土地を駐車場として使うというもので、問題ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町波多見10丁目〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で248.95㎡の第2種農地です。

転用の目的は、一般住宅及び駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟、庭敷及び駐車場3区画分を設置する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。団地内の土地で、以前は農地として耕作されていたということだが、現在、周辺は住宅となっており、宅地としての利用がふさわしいと思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番と6番は、譲受人と転用内容が同一の案件ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、音戸町畑1丁目〇〇〇〇番〇ほか7筆、地目は田及び畑、面積は合計で14,624㎡の第2種農地です。

6番の申請地は、音戸町畑1丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で2,675㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、地上権を設定するものです。

規模等は、太陽光パネル5,000枚、発電容量1,250kwを設置する計画です。

関係法令については、電気事業者による「改正再エネ特措法」に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「特定契約」及び「電力受給契約」が成立する予定です。

景観計画区域内における行為届については、特に指導する事項はない旨の回答を得ており、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

また、許可については、広島県農業会議の意見聴取で「許可されることに異議ない旨の回答」を得たうえで、改正再エネ特措法に基づく認定書の写しの提出に併せて許可する予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。法人と個人から17,299㎡の農地について地上権を設定し、太陽光発電設備を設置するというものです。地目は田だが、かさ上げし現在休耕状態になっている。周囲に水路があり、排水の問題はない。また、周辺地は皆親戚の土地で、問題はな

い。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、5番と6番は許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、5番と6番は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得、かつ経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたときに許可すると決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、川尻町東2丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は52㎡の第2種農地です。写真の上側で、下側は先ほどご審議いただいた農地法4条許可申請案件です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。

規模等は、隣接地を併用して2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に一般住宅及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。先ほどの議案第64号の案件の隣接地で、やむを得ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は201㎡の第2種農地です。

転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場3区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。安浦駅北の区画整理をしたところで、やむをえない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で795㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル144枚、発電容量33kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の申請中で、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域は12月3日除外公告済みです。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。現在つぶれているが水路があり、下方に水田がある。業者に旧水路及び下の田への井出を確保するよう指示した。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎの10番につきましては、10番 上田委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、上田委員の退席をお願いします。

(10番 上田委員退席)

議 長：10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、安浦町大字中畑字石仏〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で727㎡の第2種農地です。

転用目的は、資材置場として利用するため、賃借権を設定するものです。

規模等は、ユニットハウス2棟、コンテナ3個、砂2㎡、砂利2㎡、残土5㎡の資材置場を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、〇〇〇番〇ほか1筆については、既に資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域は12月3日除外公告済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。今回の豪雨で隣の池に土砂が流入し、下方の農地に被害が大きかった。資材置場は2年前から置場として利用されているが、ここも被害を受けている。現地は農地としての利用は困難なところですよ。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

(10番 上田委員着席)

議 長：11番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：11番の申請地は、豊町大長字下開地〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で91㎡の第2種農地です。

転用の目的は、資材置場として使用するため、賃借権を設定しようとするものです。

規模等は、石材10㎡、木材10㎡用の資材置場を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、災害による崩落があり、危険があるとして、すでに工事着手されていることから、始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。現地は、元々索道（ロープウェイ）の基地の跡地で、農地として利用されていなかったところで問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第66号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字芋福先ノ段〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、現況は原野、面積は合計で1,691㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和63年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするもので、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。山林というほどには荒れていないが、原野ということで非農地でやむをえない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町坪井1丁目〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は141㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成13年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。写真のとおり休耕して荒廃し、かつのり面となっている。非農地ではないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、現況は山林、面積は653㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成10年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。写真のとおり山林化しており、やむをえない。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：つぎに、議案第67号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、一定部分の相続税額の納税が猶予されるものです。

この制度の適用を受けるため、農業委員会の「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,070㎡の第2種農地です

被相続人は平成30年5月16日に死亡し、耕作面積は3,369㎡です。

申請人は被相続人の長男であり、相続開始前から被相続人とともに農業に従事しており、農業後継者として相続税の納税猶予を受け、今後も引き続き農業経営を行うということで申請したものです。申請地は、写真のとおり、農地として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。1カ所は水田、もう1カ所は果樹園または畑となっており、適正に耕作されていた。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第68号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。ここに記載の郷原町、倉橋町、川尻町、安浦町の4町10地区の農地、468筆、面積309,330.65㎡、30.93haについて、平成30年度現地調査し、非農地であると判断したものです。総会で議決いただきましたら、所有者、広島県、法務局、呉市農林水産課、呉市資産税課に通知を行うこととしています。

なお、前回総会で、非農地処理することで課税はどうかというご質問についてですが、資産税課に確認したところ、豊町の平均では、1,000㎡当たりの課税額で見ますと、畑が742円、山林が126円で約6分の1ということでした。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の11ページから13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、11ページ農地法第4条の規定による届出が1件、12ページ、13ページ 農地法第5条の規定による届出が5件、合計で6件ありましたので、報告します。

議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：本日配付しています全国農業会議所からの「農業委員等の綱紀粛正について」の文書ですが、この10月に徳島県の農業委員による不祥事があり、その後、大阪府の農業委員、事務局職員が書類送検されたという事案が発生したため再度出されたもので、委員の皆様には綱紀の粛正について重ねてご留意ください。

議 長：次回の日程を申し上げます。

次回、平成31年第1回総会は、平成31年1月31日 木曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成30年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時45分)